

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市知的財産権取得支援事業補助金
補助事業等の標目	知的財産権（特許権に限る。以下同じ。）の取得のための出願、審査等に要した経費の一部を補助することにより、新たな開発、事業創出等に対する意欲の向上を促進し、もって市内産業の活性化を図る。
補助事業等の対象者	国内における知的財産権を新規に取得した市内中小企業者
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的財産権を新規に取得するために要した経費で、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取得に係る手続を弁理士に依頼した際に支払った費用 (2) 特許庁に納付する費用（出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料） (3) その他市長が特に必要と認める経費 2 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 弁理士に支払った費用のうち、源泉徴収所得税 (2) 知的財産権の維持費 (3) 知的財産権の先行技術調査費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成31年4月1日
補助事業等の終了時期	令和10年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 新規市場開拓や競争力強化を促進するため、継続した支援が必要である。
情報の公表の方法等	補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 この取扱基準において、「市内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの「製造業」又は大分類Gの「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を事業として営み、市内に主たる工場若しくは研究所又はソフトウェア開発を目的に設置された

	<p>施設を有するものをいう。</p> <p>2 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助対象者から除くものとする。</p> <p>3 一の市内中小企業者が同一年度内にこの取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p> <p>4 この取扱基準に規定する補助対象経費について、他の制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p>
提出書類	<p>補助金の交付を受けようとする市内中小企業者は、知的財産権を取得した日の属する年度の3月10日（取得日が3月11日以後の場合は、原則として当該年度の末日）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市知的財産権取得支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市知的財産権取得支援事業補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(3) 出願書類の写し</p> <p>(4) 補助対象経費に係る請求書、領収書等の写し</p> <p>(5) 知的財産権の取得を確認することができる書類の写し</p> <p>(6) 企業の概要を確認することができる書類</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係</p>

平成31年 3月15日 制定（平成31年 4月 1日 施行）

令和 4年 3月16日 一部改正（令和 4年 4月 1日 施行）

令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）

令和 7年 3月18日 一部改正（令和 7年 4月 1日 施行）